

第 25 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 25 回  
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：平成28年1月25日（月）13：29～15：00

会場：農林水産省本省 第3特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 部会長互選

5. 議 事

（1）最近の家畜衛生をめぐる情勢について

（2）乳及び乳製品を動物検疫の対象とすることについて

（3）韓国農林畜産検疫本部（Q I A）主催によるセミナー&シンポジウムでの講演及び養豚場視察の概要報告について

（4）その他

6. 閉 会

## 【配付資料一覧】

### 議事次第

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 委員名簿

資料1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

資料2 乳及び乳製品を動物検疫の対象とすることについて

資料3 韓国農林畜産検疫本部（Q I A）主催によるセミナー&シンポジウムでの  
講演と養豚場視察の概要

参考資料1 諮問文（案）

参考資料2－1 平成28年度予算概算決定の概要

消費・安全局動物衛生課

参考資料2－2 【プレスリリース】シンガポール向け牛肉、豚肉等の携帯品（おみや  
げ等）輸出について

参考資料2－3 【プレスリリース】口蹄疫等に関する国際獣疫事務局（O I E）を通  
じたモンゴル国への技術的支援について

参考資料2－4 総合的なT P P関連政策大綱（抜粋）

参考資料3 食料・農業・農村政策審議会関係法令集等（家畜衛生部会関係）

午後1時29分 開会

○熊谷動物衛生課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第25回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらずお集まりいただき、まことにありがとうございます。私は、当部会の事務局を担当しております動物衛生課長の熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の小風からご挨拶申し上げます。

○小風消費・安全局長 消費・安全局長の小風でございます。

本日は、食料・農業・農村政策審議会の第25回の家畜衛生部会の開催に、皆様ご参加くださいましてありがとうございます。日ごろから農林水産行政、特に畜産衛生に関する行政に関するご協力、ご尽力をいただきまして、この席をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、最近の家畜衛生をめぐる情勢でございますけれども、韓国におきまして今月12日に口蹄疫が発生いたしました。8カ月ぶりの発生でございます。このように、依然としてアジアの近隣諸国で国境をまたぐ動物疾病について、また危機が高まっておるという状況でございます。

それから、昨年は10月にTPPの大筋合意というものがあつたわけでございます。これにつきましても本審議会のほうでもまた議論を行っておりますけれども、特に諸外国との畜産物の輸出入の増加ということも見込まれるということがございます。また、インバウンドの観光客、昨年は2,000万人近い1,900万人を超えるインバウンドの方が日本に來られておられると、当然ながら人の交流が盛んになり、物の交流もまた盛んになるということでございますから、動物衛生についても一層の注意を図っていく必要があるということでございます。

先ほど申し上げました越境性の動物性の疾病、特に鳥インフルエンザにつきましても、今、一生懸命、国境の水際での防疫体制の強化ということ、現在もしっかり行っております。特に本日の家畜衛生部会の議題の一つでございますけれども、今申し上げたような状況もございます。新たな具体的な取り組みの一つとして動物衛生の強化の観点ということもございます。乳と乳製品、これを動物検疫の対象に加えるということにつきましても、本日ご審議いただきたいというふうに考えております。

それからまた、国際的な協力関係を構築すると、これによって我が国の動物衛生に関す

る水準を上げていくということも必要でございます。昨年9月には日中韓の農業大臣会合で、この越境性の動物疾病の対策に取り組もうという協力の覚書が交わされました。11月には韓国でのシンポジウムが開催されました。これにつきましては、西委員のほうから当審議会でもご報告いただきたいと思っております。そしてまた、今月には、モンゴルに動物衛生研究所のほうに派遣をいたしまして、技術的な支援を開始するという事も進めております。

このように引き続き国際協力も含めた越境性の動物疾病、特に近隣のアジアに関する動物疾病に対する対策を強化するということが、必要だというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、特に乳と乳製品に関する動物検疫の体制に対する強化ということにつきまして、新たな議題でございます。大所高所から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。

ここで小風のほうは所用のため退室させていただきます。

(小風消費・安全局長 退室)

○熊谷動物衛生課長 それでは、着席して配付資料の確認をさせていただきます。配付資料でございます。お手元のほうに資料1から3までと、参考資料といたしまして1から3、それぞれ資料1から3、参考資料1から3までということでお配りしておりますのでご確認ください。落丁などございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

本日は、昨年7月に新たな家畜衛生部会委員が指名されてからの初めての会合となります。部会長が選出されるまでの間は私が司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、本日ご出席の委員の皆様方を、私の左手のほうから順次ご紹介させていただきます。

村上委員でございます。

○村上委員 村上でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷動物衛生課長 日高委員でございます。

○日高委員 日高でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷動物衛生課長 西委員でございます。

○西委員 西です。よろしくお願いたします。

- 熊谷動物衛生課長 筒井委員でございます。
- 筒井委員 筒井です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 加藤委員でございます。
- 加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 臼井委員でございます。
- 臼井委員 今回からお世話になります北海道の臼井です。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 藤井委員でございます。
- 藤井委員 藤井です。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 佐藤委員でございます。
- 佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 中林委員でございます。
- 中林委員 中林です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 橋本委員でございます。
- 橋本委員 橋本です。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 眞鍋委員でございます。
- 眞鍋委員 眞鍋と申します。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 毛利委員でございます。
- 毛利委員 毛利でございます。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 よろしくよろしくお願いいたします。

また本日は、伊藤委員、里井委員、栗木委員、中島委員、湊上委員におかれましては、所用により本日ご欠席となっておりますのでご報告させていただきます。

本日ご出席いただいている委員は12名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により定足数6名を満たしていることを、ご報告申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。大臣官房審議官の川島でございます。

- 川島大臣官房審議官 川島です。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 家畜防疫対策室長の石川でございます。
- 石川家畜防疫対策室長 石川です。よろしくお願いいたします。
- 熊谷動物衛生課長 課長補佐の古田でございます。
- 古田課長補佐 古田です。よろしくお願いいたします。

○熊谷動物衛生課長 課長補佐の吉戸でございます。

○吉戸課長補佐 吉戸です。よろしくお願いします。

○熊谷動物衛生課長 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、予定では本日は15時までの会議となっておりますのでお知らせしておきたいと思  
います。

続きまして、部会長の互選に入らせていただきたいと思います。食料・農業・農村政策  
審議会令第6条第3項の規定により当審議会の部会長の選出は、当該部会に属する委員の  
互選によることとされております。つきましては、部会長候補につきましてどなたかご意  
見ございましたらお願いいたします。

西委員、お願いします。

○西委員 前期も家畜衛生部会をまとめていただいて、その間の経緯もよくご承知されて  
いる藤井委員に、引き続き部会長をお願いしてはどうかと思いますが。

○熊谷動物衛生課長 ただいま西委員より、藤井委員に部会長をお願いしてはどうかとい  
うご提案がございました。いかがでしょうか。

(拍手)

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。拍手をもってご了承いただきましたので、  
藤井委員に部会長をお願いしたいと思います。

それでは、藤井委員、申しわけございませんけれども、部会長席のほうにお移りいただ  
ければと思います。

○藤井部会長 ただいま家畜衛生部会長に選任されました藤井です。一言ご挨拶を。

昨今、畜産も含めて農業また食に対する関心が高まっているような感じがします。そう  
いう時期にありまして、この日本の畜産業の発展を支えるため、また、TPPが大筋合意  
をしたという今、先ほど局長も言われましたように家畜衛生対策に対する重要性、充実と  
いうのが、一層求められているときだと思います。皆様方の活発なご議論をよろしくお願  
いいたします。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。

恐れ入りますけれども、ここでカメラは退室いただければと思います。お願いいたしま  
す。

○藤井部会長 それでは、これから私が議事を進行させていただきます。

まず食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、部会長の職務を

代理する委員については、部会長があらかじめ指名することとされております。

私からは臼井委員を指名したいと思います。皆様、よろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

○藤井部会長 それでは、臼井委員、よろしくお願いいたします。

○臼井委員 よろしくお願いいたします。

○藤井部会長 本日の議事の進め方についてですけれども、この委員、メンバーで初めての会合でもありますし、まず事務局より最近の家畜衛生をめぐる情勢について説明をいただきまして、委員の皆様から質問やご意見をいただこうと思っております。

次に、今日の本題であります、農林水産大臣から諮問のあります乳及び乳製品を動物検疫の対象とすることについて、事務局より説明をしていただきます。それについても皆様から質問や意見をいただきたいと思いますと考えております。

最後に、韓国農林畜産検疫本部主催によるセミナー&シンポジウムの講演及び養豚場を視察されました西委員に、報告をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、議事に入ります。

まず議事1、最近の家畜衛生をめぐる情勢について事務局から説明をお願いします。

○熊谷動物衛生課長 それでは、私のほうから、資料1及び参考資料といたしまして参考資料2-1から4に沿って、最近の情勢をご紹介しますと思います。

資料1でございます。1ページ目でございます最近の主な疾病の発生状況でございます。全国的に見ますと、中段にありますヨーネ病が依然として全国的に発生しております。また、口蹄疫については、ご案内のとおり平成23年2月にOIEで定めるところの清浄国ということになっておりますし、最近ではBSEにつきましては36例の確認がなされておりますけれども、最近はもう発生がなく、平成21年までの発生にとどまっているという状況でございます。

それからここでご紹介しておきたいのは、豚コレラにつきまして、これは生産者の方々、また生産者団体関係者のご協力のもと昨年5月にOIE総会で、豚コレラの清浄国ということでアジアで唯一日本が認定を受けておりますので、ご紹介したいと思います。それから高病原性鳥インフルエンザにつきましては、平成26年4月に熊本県での発生がありまして、またその後、平成26年12月から昨年1月にかけてということで、5例の発生があったわけですけれども、いずれも単発の発生に抑え込んでいるということで、これはまさに一



重に生産者の方々の報告の早さ、その後の適切な防疫措置のおかげだというふうに考えております。

それから次の2ページ目でございます。上段と下段ということで挙げておりますけれども、周辺国の口蹄疫と鳥インフルエンザの発生状況です。先ほど局長の挨拶にもあったとおり韓国におきましては、今年の1月12日に8カ月ぶりの再発ということで口蹄疫の発生確認がなされておりますし、中国、台湾、ロシア等でも周辺国では依然として口蹄疫の発生が見られているという状況になっております。それから下段のほうの鳥インフルエンザにつきましては、アジアのみならず北米あるいはヨーロッパでの発生確認もなされているという状況でございます。

それから3ページ目でございます。こちらのほうで動物検疫、水際の対応をご紹介しております。パンフレットあるいはポスターを使うとともに、ちょうど春節の時期が来ております。今日もこちらのほうに大きなポスターを用意しております。今日は日本語版になっておりますけれども、韓国語、中国語、こういったものでポスターでの告知も行いますし、また、直接、訪日される外国人の方への対面での対応ということもやっております。また、靴底消毒も各空港・港に設置しているということも、ご紹介しておきたいと思っております。それから下段では、探知犬という非常に能力の高いこういった犬の配置も、計画的に行っているということでご紹介しておきたいと思っております。

4ページ目でございます。高病原性鳥インフルエンザあるいは低病原性鳥インフルエンザの対策を上段に挙げております。先ほども触れましたとおり何よりも大事なものは、農家の方々がいち早く異常に気づいたことを、家畜保健衛生所に相談していただくということだと思います。これについては、幸いこれまで陽性例になっておりませんが、このシーズンにも農家の方々からの異常の報告というものが上がってきて、鳥インフルエンザかどうかという判断を家畜保健衛生所が行っているということも、ご紹介しておきたいと思っております。幸いこれまでのところ陽性例までには至っておりません。

それから下段でございますけれども、過去の口蹄疫の発生でございます。昨年ちょうど口蹄疫発生から5年ということで節目になったわけですがけれども、その後も生産者の皆様方が緊張感を持って、また、その当時の防疫対応を思い出しながらしっかりと対策を講じていくということが大事だと思っています。この点は風化させることなく防疫対応を、関係者の中で取り組んでいくことが大事だというふうに考えておりますので、また、今年28日にも口蹄疫の全国会議ということで開催する予定にしております。

5 ページ目、上段、下段、これは鳥インフルエンザのこれまでの発生の情報でございます。5 ページ目の下段でご紹介しておきたいのは、右側の上の方にありますように、当時非常に全国的に発生が多かった時には野鳥での確認事例が、16県で確認がなされておりました。そういった意味では野鳥での鳥インフルエンザの発生の確認、あるいは糞便での陽性の確認、こういった情報が非常に大事だということで環境省とも連携しながら取り組んでございますので、ご紹介しておきたいと思えます。

6 ページから B S E の対策でございますけれども、先ほど触れましたように合計36例のうち、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭となっておりますけれども、ここで強調しておきたい点は、2002年1月生まれの牛を最後に、B S E の発生確認は報告はないということでございます。B S E の対策、幾つかのページにわたっておりますけれども、現在は厚生労働省のほうのと畜場の検査が48カ月齢超ということと、あとは生産段階の死亡牛の検査が48カ月齢以上になっているということと、ご紹介しておきたいと思えます。

それからページを9ページに飛ばさせていただきます。ヨーネ病でございます。先ほど最初のページで発生が全国的に見られたという病気になっておりますけれども、こちらのほう平成25年度からリアルタイムPCRという検査方法を導入して、またあわせまして防疫対策要領も全部を改訂しております。そういった意味では、全国挙げてヨーネ病の対策に取り組んでいるということもあって、発生確認もなされておりますけれども、家畜伝染病予防費とあわせまして補助事業も活用しながら、国家的な対策に努めていっているということでございます。こちらのほうもご紹介しておきたいと思えます。

また、9ページの下段は、P E D の対策でございます。豚流行性の下痢ということで、この中段のところに3つ囲みがございます。平成25年10月から26年8月にかけては、38道県ということで全国的な発生が確認されております。その際には、子豚が哺乳豚の場合は特に高率な死亡ということで、41万9,000頭の死亡に至ってございました。その後、飼養衛生管理の徹底あるいはワクチンの適切な使用等の定着、また、防疫マニュアルの普及などもございまして、現在、昨年9月から以降では10件ということで、2,960頭の死亡にとどまっているということでございます。そういった意味ではワクチンの接種も定着しておりますので、仮に発生があっても哺乳豚の死亡に至らないケースもかなりあるということと、ご紹介しておきたいと思えます。

それから10ページでございます。10ページのほうはオーエスキー病の対策ということで、こちらのほう全国的に地域を挙げた地域の取り組みということで成果が出ております。現

在、赤い5県のほうで野外抗体も陽性が見つかっておりますけれども、埼玉に至っては最近ではその抗体が見られない状況になっているということで、現在、茨城、千葉、群馬、鹿児島ということで、こういった県で対策を今急いでいるということでございます。

またあわせまして10ページから11ページに農場HACCPの取り組み、こういったものもさらに上のステップを目指した衛生管理、また、輸出の際にもこういった取り組みが有効だということでございますので、こういった支援策についても計画的に指導者の育成などもあわせて行っておりますので、ご紹介しておきたいと思えます。

それから参考資料の中で幾つかご紹介したいと思えます。参考資料の中で少し飛びますけれども、16ページでございます。輸出検疫、輸出に関する最近の状況でございます。牛肉が非常に注目されておりますけれども、牛肉のほか豚肉または家きん肉、また卵ということで輸出の協議を行っております。豚肉についてもEU、米国向け、家きん肉、家きん卵もそうですけれども、EU、米国向けにも現在、解禁要請しております。そういったこともあわせて事業者の方々、生産者の方々の要望も承りながら、戦略的に検疫協議をしている状況でございます。

それから17ページの上段でございます。こちらのほう輸出に当たって米国、EU、先ほど豚肉と家きん関係の輸出解禁要請をしていると申し上げましたけれども、お互いに動物検疫のシステムあるいは家畜衛生の体制を、相互に認め合える状況になるように現在協議を進めております。そういった意味では周辺国から観光客も大変増加している中で、万が一、口蹄疫あるいは鳥インフルエンザの発生があった場合にも、日本全土あるいは米国、EUの加盟国全土というのではなく地域単位あるいは州単位、県単位、こういったもので制限をお互いにかけるというようなことを現在協議しております。そういった意味では、輸出の全面ストップを回避するというようなことでの取り組みを行っているということをご紹介しておきたいと思えます。

あわせまして近隣のアジアとの関係でいいますと、下段のほうにありますように日中農業大臣会合を昨年9月に開催しております、越境性の疾病ということでは口蹄疫、鳥インフルエンザに係るような発生情報あるいは防疫対応については、周辺国で協力してやっていこうということで現在進めてございます。

それから越境性の疾病について18ページに若干補足させていただいております。国境を越えてまん延するような病気で経済、貿易、食料安全に影響するものということで挙げております。

また、日本の今のステータスというか評価をご照会いたします。先ほどのBSEや口蹄疫も触れましたが、豚コレラが昨年の5月にOIEの認定を受けているということでございます。それから牛疫に関して言いますと、非常に家畜衛生の分野では大事な病気、ワクチン、撲滅対策という意味では非常にモデルになった病気ですけれども、こちらのほう現在、天然痘と同じように世界で撲滅されておりますけれども、動物衛生研究所が世界4か国の中でアジア唯一のウイルスの保持施設ということで認められたということをご紹介しておきたいと思っております。日本が中核的な指導的立場になってアジア地域の家畜衛生をリードしていくというようなことが、必要になっていると思っております。

それから19ページより、これは参考でございます。最近の海外からの訪日外国人客の方がふえているという状況で1,970万になったということとか、韓国、中国、台湾、香港などからのお客様が多いということ、また、続きまして、空港あるいは港での防疫対策、先ほども触れたようなことを事細やかに、また、分かりやすい言語も使いながら取り組んでいるということをご紹介しておきたいと思っております。

21ページ、北海道のホルスタインの共進会の際も、このような道庁とあるいは北海道の動物検疫所のほうが連携して、水際あるいは国内の防疫措置に取り組んだということのご紹介でございます。

それから少し飛ばさせていただきまして24ページです。日中韓の協力ということで具体的な協力内容を掲げてございます。日本、中国、韓国の中で動物衛生情報の共有であったり、サーベイランス・通報・疫学調査、また渡り鳥の情報の交換、さらには専門家職員の交流、こういったことも協力内容に含まれてございますので、ご紹介しておきたいと思っております。

それから後ほど議論の中でも、予算あるいは最近の輸出の状況などもあわせてご紹介、議論の中で補足させていただければと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明がありました件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問お願いいたします。

○中林委員 一つお願いします。

法定伝染病ではないんですが、牛のBL、牛の白血病の対策はどういうふうにお考えになっているのか。特に私は宮崎県に牧場があるんですが、民間の農家が自主的に検査をし

て公表もしたいと言っているんですが、県のほうがためらっているというか、公表しないでほしいと、あるいは検査については余り協力的でない。具体的に言いますと、結果の報告が遅かったりいろいろなところで余り積極的ではないというふうに感じますので、民間が一生懸命になって一生懸命撲滅しようかという、特に口蹄疫の激震地の地域ですので敏感になっていまして、その辺をもっと前向きに農家自体が取り組んでいるにもかかわらず、県の取り組みがもう一つそれについてこないというふうな実態がありますので、その辺をどうしたらいいかお聞きしたいなと思うんですが。

○熊谷動物衛生課長 ちょっと私のほうから。予算のことを説明して、あと室長のほうからも補足させていただきます。

資料のほう参考資料の2-1でございます。5ページでございます。こちらのほうは補助事業になりますけれども、家畜生産農場清浄化支援対策事業、こちらのほうで先ほどあったヨーネ病に加えまして白血病対策ということで、白血病の感染拡大を防止するための取り組み、発生農場での重点的な検査にあわせまして、放牧する際にも事前に確認するといったこと、あるいはダニとかアブの対策、大変重要になっておりますので、本病の持続、吸血昆虫の駆除対策、こういったものも含めて支援するようなメニューになっております。また、このページであわせてご紹介しておきたいのは、牛ウイルス性下痢・粘膜病ということでBVD-MDへの対策も、新たに28年度対策の中で盛り込むということで考えてございます。また室長のほうから補足があれば。

○石川家畜防疫対策室長 石川でございます。

今、中林委員からございました牛白血病の対策でございますけれども、ご承知のように平成10年に、これは届出伝染病に指定しまして、そのとき以降、入牧時の検査ですとか吸血昆虫の防除といった指導を継続的に行ってまいりましたけれども、最近の届出件数はおっしゃるとおり増加傾向にあります。

従いまして昨年4月なんですけれども、牛白血病に対する基本的な対策の考え方、農場内での感染防止対策、侵入防止対策といったものを、生産者の意見も踏まえましてガイドラインというものを策定させていただきました。このガイドラインの中に、牛の飼養者のみならず獣医師とか家畜の人工授精師等が一体となって取り組まなければ、この病気の感染拡大ですとか侵入防止が成り立たないということで、まずはガイドラインに基づきまして人為的な農場内の伝播防止対策、衛生対策というものに取り組んでおります。

ただ一方、この病気の特徴としまして、抗体陽性牛というのは多く、3～4割あるわけ

でございますけれども、ただその大部分は、一生涯通しまして発症することなく経済動物としての役割を全うするというような現状でございますので、対外的に抗体陽性をもってイコール白血病発症牛だというような誤解をされても、いろいろな意味で問題が生じますので、今のレベルでは抗体陽性牛については、積極的な公表ではなくて、先ほど申したガイドラインの関係者一体となって取り組むことによって、この疾病の感染防止、侵入防止に取り組むというところが、現在としての対策かと思っております。

ちなみに先ほども課長のほうからご説明がありましたけれども、平成26年度から補助事業によりましてこの疾病の対策に取り組んでおります。平成27年度につきましても引き続き補助事業を活用して疾病の対策に努めたいと思いますし、将来的なことを申せば、感染拡大の要因となりますリスクが高い牛を、早期に診断できるような検査手法の開発にも努めているところでございます。このような総合的な対策をもって、生産現場でこのBLという疾病の感染が拡大しないように、また、侵入していない農場に新たに侵入することのないように、関係者一体となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中林委員 おっしゃることはよくわかりますし、消費者に対してはデリケートな部分もありますので、牛白血病という病名自体がデリケートな部分を持っていますので、慎重には慎重を期さなあかんわけですが、対策としてしとかなないと、生産段階では余り公表されなくても、ひそかに撲滅の方向をたどっていかんとやっぱりいかんと思うんです。そういうところで予算とかいろいろな対策をお願いしたいなと思います。

○石川家畜防疫対策室長 分かりました。この予算以外にもいろいろな予算を使って、関係者一体となって今後とも取り組んでいきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○村上委員 今、委員がおっしゃったように、まさに牛白血病という言葉が曖昧で、正しくはBLVというウイルスによってEBLという牛のウイルス病が起きているわけです。それをウイルス病だと認識しない限り、伝播経路の遮断方策や飼養衛生管理などガイドラインも生きてこないと思うのです。ここを遮断すれば広がらないよというふうなことをガイドラインに書いてございますので、今、研究機関や大学の先生方が牛の白血病という言葉からEBLという言葉に普及させようと、つまり牛の固有のウイルス病なんだということを消費者に対しては誤解を招かないように浸透させる一方で、そして生産者に対してはガイドラインなどが適切に活用され機能するように、やがては何とか根絶できるような方向にというふうにやっておられると思いますので、そのあたりを行政としてもよろしくご

検討のほどお願いいたします。

○藤井部会長 名前は非常に大事ですよ。BSEも最初、狂牛病という呼称で物すごいセンセーショナルに受け止められたような気がするんですけども、この白血病も牛白血病という名前が適当かなという気もします。その辺はどうなんでしょうか。

○熊谷動物衛生課長 確かにこれまでもいろいろ議論をされている内容ですので、そういった意味では対策をしっかり進めながら、対策をしっかりして、もう一つ言いますと、と畜場の段階でも共済の対象になったり、まさに減らす方向のアクションが今進んでおりますので、あとこれまでご意見のあったようなこともよく関係者で議論して、ただ、国際的な名称というのもありますし、その辺を、一方で客観的に変更する場合も、BSEもそうでしたけれども、生産者とか流通のサイドからの要望ではなくて、よく関係者の中で合意形成ができるものについては取り組んでいくということだと思います。私どもとしては病気の対策、減らす方向の取り組みを、まずはしっかり取り組んでいきたいということで考えております。

○藤井部会長 中林委員、よろしいですか。

○中林委員 ありがとうございます。

○藤井部会長 ほか。

どうぞ。

○日高委員 オーエスキーのことなんですけれども、先ほど説明があったんですけれども、野外抗体陽性豚がいるところは4県ということになってきたんですけれども、県レベルでなかなか難しい部分があるのかなという感じがしますし、私を見た感じですと、県名を挙げていいかわからないけれども、鹿児島と茨城がなかなか難しいのかなという感じがしております。

私の場合は宮崎ですので宮崎の場合は野生株がないということで、そういう意味での地域での流通というのが結構ありますから、陽性県があるということは隣県にとっては大変脅威になりますから、そこあたりも含めてなかなか鹿児島県にしても養豚農家のワクチン接種を最低限するように、国のほうから、県任せじゃなくてもうちちょっと強い指導をしてもらって、撲滅できない病気じゃないということはおわかりだと思うんです。いつまでもただただと助成金もらってやるのも私たちもいかなものかと思っておりますので、ぜひ、1年かけてワクチン全部打っていけば、陽性豚がいてもある程度封じ込めができるのかなと思っておりますので、そのあたりの指導をよろしくお願いしたいと思います。

○石川家畜防疫対策室長 ありがとうございます。今、日高委員からございましたオーエスキー病対策でございますけれども、確かにおっしゃるとおり一部の県では、まだ抗体陽性豚が残っているという状況でございますので、昨年も県とか市町村に任せただけで対策がなかなか進まない点もございましたので、うちの担当官が直接鹿児島、茨城に出向きまして、県や関係者と意見交換して、今後の進め方についてご相談いたしたところでございます。

認識は一緒で、なかなか現場だけ、生産者だけに任せて進むような対策ではないと思っていますので、今後も県や市町村と連携しながら、もちろん関係の団体の方とも連携しながら安心して、オーエスキー病については豚コレラと同じような形で撲滅できるような疾病だと考えておりますので、できるだけ早期にワクチンを用いなくても済むような環境下に移行したいなというふうに思っております。今後ともまたいろいろな関係団体の方とお話しする機会があると思っておりますけれども、その際にもご協力お願いします。

○藤井部会長 よろしいですか。

○日高委員 先ほど、水際の防疫の話が、写真もあったんですけども、今、客船なんかが各地方都市に大量に1,000人、2,000人という規模で押し寄せているわけですけども、確かに写真のとおりされていると思うんですけども、人数が余りにも多いということでそのあたりの状況を、もうちょっと詳しく靴底消毒にしても教えてもらいたいと思います。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。ちょうど今クルーズ船が非常に多くあるいは不定期に来るということですので私どもは、C I Qまた国土交通省とも連携とりまして、大きなクルーズ船が入る際の情報をあらかじめ入手するとともに、その客船の規模、それに応じた消毒に必要なマットの配置、あと人員の配置など、こういったものも取り組んでおります。

あともう1点、それにあわせて今度は逆にインバウンド、先ほどお話がありましたけれども、お土産ということで買っていただくようなケースもありますので、そういった意味で動物もちろん植物の検疫官を港に、特にクルーズ船にも配置できるように取り組んでございます。今のご質問にあわせて申し上げますと、シンガポール向けに牛肉あるいは豚肉のお土産ということで1人5キロ以内であれば、市中で売っているものについても日本産であれば持ち出せるような取り組みになっていますので、そういった意味ではきちっとその場に立ち会って、入りと出が必要な防疫措置をやって、また、輸出という観点でも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、必要な人員の確保について



もあわせてやっていきたいというふうに考えております。

○藤井部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○臼井委員 僕からも2点です。

先ほどの牛白血病のことに關しては他の委員さんも言っておられましたが、名前の変更と、あとできるだけ早期のワクチンの利用ということで、海外のほうではできたという話もちらっと聞いたこともあるので、可能性としてはワクチンで予防していくという方向性はあるのかなというふうに考えております。

それから水際対策なんですけれども、自分も海外に行く際に、成田空港しか使ったことはないんですが、成田空港に戻ってきた際にマットの消毒はあったんですが、写真にもあったようにマットの横に歩くゾーンを区分けしているんですけれども、高そうな靴を履いている女性の方とかは、そのマットに乗りたくないんです。マットの横のゴムのところをわざわざ歩いてくる人とかもいて、僕としては、全共のときの対策のようなゾーンで消毒するような対策というのが必要なんじゃないかなと思っていまして、一部区切りのところではなくて例えば必ず通らなきゃならない通路であるとか、そこ一帯を消毒のマットのゾーンにして、今ある空間除菌ですか、エアーの空間除菌ができるようなそういった体制というのがとれないものかなというふうに考えていますので、空港であったり港であったりそういったところの対策というものを、もう少し根本的な部分で見直ししていただけると僕らも安心かなと思います。

それから観光客の増加で国内の旅行会社はかなり徹底してきているんじゃないかなと思うんですけれども、海外の旅行ツアー、特に中国ですとか東南アジアの海外のツアー業者なんかは、北海道でもツアーの予定にない場所でバスを停車させて畑の中で撮影をするとか、そういった許可をとらないでお客さんをおろしてしまうというようなことが割と最近見られるということで、これから観光客を倍増させるということですので、そういったところの海外のツアー会社への指導徹底というもの、それから取り締まりというところを、地方の自治体と連携して強化していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。後段のほうから申し上げますと、訪日の外国人の方がたくさんいらっしゃっていて、一方でいろいろ経済的な効果もあるので、そういった意味では病気の侵入はしっかりと防いでということだと思いますので、私ども例え

ば成田空港の場合は、できるだけすき間をなくするような努めはしているんですけども、その辺の実態を検証しながら確実性を増したいということと、あともう一つは、海外の旅行会社も大変多く関与してくると思われまますので、先ほど日中韓の農業大臣会合のお話もしましたけれども、そういった当局間の議論の中でお互いに水際の検疫の仕方を情報交換するとともに、もう既に取り組んでいる部分はあるんですけども、日本の動物検疫の要求事項、こういった日本に入る際は農場への1週間前の話とか、あとは靴底の消毒の話、こういったものを、中国語、韓国語で現地にながらそのホームページが見られるような形の情報公開にも取り組んでいっているところですので、またその辺確実にもう少し充実させていくということについては、引き続き政府間の協力の中で取り組んでいけるのかなと思っています。また民間の活力も活用しながら取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

○石川家畜防疫対策室長 それと白血病の関係でございますけれども、名称関係につきましては先ほどもご意見ございましたけれども、OIEという国際獣疫事務局等で使用されているということもあって、そこを直ちにとということではなくて、先ほど村上先生のほうからもございましたけれども、これは感染症なんだと、牛のウイルス性の感染症なんだということを、きちっと周知いたしまして関係者の方々に対策をとってもらおうというのが、まず第一歩かなというふうには思っております。

あとワクチンの関係でございますけれども、当方が把握している中では、まだ世界的にもこの疾病に対しますワクチンは開発されていないということでございますけれども、国内につきましては、理化学研究所のほうで農林水産省の研究費を使いまして今開発を進めているところでございます。ただ、この疾病の特性上なかなかワクチンというものが難しいというふうに聞いておりますので、ただ、それはそういっても新たな遺伝子工学の技術等が我が国では発展していますので、そのような手法を使いながらワクチン開発の道というものを、今後も探っていきたいというふうに思っております。

○藤井部会長 まだご意見、ご質問がございとおりますが、一旦ここで議事1については閉めさせていただきまして、引き続き議事2、乳及び乳製品を動物検疫の対象とすることについて、事務局からまず説明をお願いします。

○熊谷動物衛生課長 動物衛生課、熊谷でございます。

最初に、参考資料1ということで1枚紙で諮問文がございます。こちらのほう農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長、生源寺眞一殿ということで諮問された内容で

ございます。内容としては「乳及び乳製品（携行品及び乳又は乳製品を原料とする一部の製品を除く。）を動物検疫の対象とすることについて」でございます。こちらの諮問に基づきまして今回、審議会の部会のほうにお諮りする次第でございます。それで資料2及び添付の参考資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料2でございます。今回、この乳及び乳製品を動物検疫の対象とするということの検討をお願いする背景と経緯でございます。

1といたしまして、現在我が国畜産物の輸出促進のため、農林水産物、食品の国別・品目別の輸出戦略に従って検疫協議を推進しております。先ほども申し上げたとおり戦略的に検疫協議を進めている状況でございます。また一方で今般、T P Pの協定大筋合意により諸外国への市場アクセスの改善が見込まれ、また、協議の加速化の必要性が高まっております。これは必ずしも輸入ではなくて輸出も含めた協議の加速化ということでございます。

こうした状況を踏まえまして2といたしまして、現在、先ほど触れましたように、米国あるいはヨーロッパとの間で動物検疫システムの相互認証に係る協議を実施してございます。参考の2のほうに先ほどの図と同じものを掲載しております。検疫協議を戦略的に実施している中で協議においては、相手国から我が国の動物検疫の体制が評価されることとなります。これは行政的な対応もありますし、また、普段のサーベイランスの体制、これは家畜保健衛生所あるいは公衆衛生なども当然、客観的に見られるということになりますけれども、基本的には動物検疫の観点からの評価を行っていくということで、お互いに国際基準やあるいは諸外国と同等の水準の検査体制を構築しているかどうかということ、評価し合うということになります。

3点目といたしまして現状でございます。これは我が国は乳・乳製品のうち生乳ですね、加熱あるいは酸性化とかそういう処理をしていないようなもの、生の乳のみを動物検疫の対象としております。参考のほうは後ほどご紹介させていただきます。こうした中で畜産をめぐる状況の変化あるいはアジアにおける乳業の発展、これは具体的には中国あるいはほかのアジアの国々でも、海外資本などの参入などもあって乳業の発展が見込まれる状況になってきております。こうした中で今後、口蹄疫の非清浄地域を含む多様な国・地域から、生産されたものが乳・乳製品として我が国への輸入が見込まれるというこういう状況でございます。

こうした状況を踏まえまして今回、乳・乳製品（携行品及び乳・乳製品を原料として製

造された一部の製品を除く)につままして、動物検疫の対象とすることについて検討を行ってまきました。

その結果の乳・乳製品の検疫の対応方向の案でございます。1といたしまして国際基準(OIEコード)において、乳・乳製品の輸入に際し、口蹄疫等を対象として輸入条件を課して検査証明書を求めるべきの旨が規定されております。輸出入相手国の政府当局からの検査証明書を求めるべき旨の規定でございます。また、欧米諸国等主要な国においては、輸入される乳・乳製品を対象として動物検疫を実施している。これはこういった証明書を求めることも含めた動物検疫という意味でございます。こうした状況を踏まえまして、乳・乳製品について欧米並みの動物検疫体制を構築しておく必要がある。

2番目といたしまして、諸外国から輸入される乳・乳製品により口蹄疫ウイルスが持ち込まれるリスクについてリスク評価しております。これも後ほどご説明させていただきます。口蹄疫ウイルス感染動物、これは感染している動物そのものですね。感染している動物から生産された生乳には口蹄疫ウイルスが排泄されることから、適切な加熱等の病原体不活化措置がなされていない場合ウイルスが残存する可能性があり、輸入される乳・乳製品に対して一定のリスク管理措置を講じる必要があるということで、検疫方針案を示しました。

一定のリスク管理措置のほうを先にご説明しますと、下段のほうに※印で挙げておりますけれども、先ほど申しましたように相手国政府の発行の検査証明書の添付、その中で口蹄疫の清浄国産と口蹄疫の非清浄国産ということで大きく2つに分けてございます。まず清浄国産の場合、口蹄疫清浄国由来であること、原産についての由来が口蹄疫がフリーであるということでございます。2点目としまして健康な動物由来であること、3点目といたしまして衛生的に製造、包装、保管、輸送されたことなどでございます。

一方、口蹄疫の非清浄国産でございます。ここでは加熱等の病原体の不活化処理工程を経たこと、2点目としまして衛生的に製造、包装、保管、輸送されたこと、これは製造された後の再汚染の回避といったことも含まれてございます。それで3点目として3ページでございます。なお措置を確実に実行するためには、動物検疫体制の強化・徹底を行うこととあわせまして、十分な周知期間また準備期間を設けることが必要であるということで、案を提示しております。

それで資料のほうですけれども、4ページの別紙にわかりやすくしたつもりでございますけれども、対象品目とそれから製品の事例を挙げてございます。乳・乳製品ということ

で、HSコードでいいますと0401から始まって2309の飼料用乳調製品に至るまでということで掲げております。こういった商品につきましては、乳成分の含有量も非常に高いということもありますので検疫対象に追加することを考えております。

内容としましては先ほども触れましたように、オレンジ色で書いているところに囲みがございますけれども、輸出国政府機関発行の検査証明書を求めるということです。口蹄疫の清浄国産につきましては清浄国由来であることなどでございます。それから口蹄疫の非清浄国産である場合は、加熱等の病原体の不活化処理工程を経たということを証明してもらうということです。

それからここで携行品と一部の製品を除いておりますけれども、その除くものの事例でございます。アイスクリームから始まってお菓子といったことで、含有量あるいは製造工程などから考えてもリスクの面からこのようなことで考えてございます。また、携行品については量的に非常に少ないということがございます。また一方、先ほど訪日外国人客の方がふえているということで、アジア等の国からの方の点についてもご懸念があると思っておりますけれども、それは肉と肉製品については、現在先ほどの周知活動なども含めて対面あるいは事前周知型の活動をしておりますので、こういったものでカバーしていくということで考えております。

それであると、参考資料についてでございます。参考資料のほうでまず1ページ目でございます。これは全く参考でございます。牛肉の輸出の動きでございますので、こちらのほうは順調に伸びているということと、あと相手国からは衛生に関する協議の中で問題を解決していているということのご紹介です。

それから2ページでございますけれども、これが牛乳・乳製品の輸出の戦略でございます。戦略ということで現在の輸出の現状をかいつまんでご説明しますと、乳・乳製品の輸出は香港、台湾など近隣諸国向けが主になっております。ただ一方で、2010年の口蹄疫の発生あるいは最近では原発の放射能の規制の関係で、輸出に一定の制約が見られているということでございます。特に放射能の関係は、中国との協議の中で提示されてまだ解決していないという形になっております。

ただ、今後の状況を見ますと、アジア向けの牛乳・乳製品の輸出のチャンスではないかという声が、生産者あるいは流通業界からも出ておりますし、また、アジア市場が非常に日本と近いということもあって、こういったメリットがあるということも提案されております。そういった意味で協議の加速化が、乳・乳製品に関しても求められているという状

況でございます。

それから3ページでございます。3ページは先ほどの資料と同じでございます。全面ストップ回避のため米国とEUとの協議を行っているという状況の資料でございます。

それから4ページでございます。先ほど触れましたように4ページの下段の囲みでございますように、生乳のみが検疫の対象になっているということでございます。一方、肉でございますと4ページの囲みの(2)にありますように、肉あるいは一番最後の臓器、また(5)でハム、ソーセージ、ベーコンということで、肉の場合は加工品も対象にして相手国政府の検査証明書を求めているということでございます。

それから参考資料のほう少し飛ばさせていただきまして9ページでございます。9ページがOIEによる乳・乳製品の動物検疫上の扱いでございます。これは先ほども触れたような内容になっておりますけれども、乳の場合は通常乳分泌物を対象としまして、あるいは乳製品の場合は加工された生産物ということになっておりますけれども、大事な点は1ポツになっておりますが、口蹄疫に係る条件ということで、口蹄疫清浄国もしくは地域の場合は、獣医当局は相手国に対して国際獣医証明書の提示を要求する、先ほどで言う検査証明書ですね、それを要求するということが提示されておりますし、同じように汚染国の場合は、それに加えまして一定のリスク管理措置ということで、加熱であったりそういったウイルスを殺滅するような手法について証明書の提示を求めることができるということで掲げられております。また、人の消費の場合と動物の消費の場合についてリスク管理措置が、詳しく説明されているということでございます。

それから他国がどんなふうになっているかということは11ページでございます。11ページの参考資料のほうでございます。こちらのほうにアメリカの場合はアメリカ当局が口蹄疫の、あるいは牛疫ということになりますけれども、清浄国をみずから認定するということ、それから清浄国の場合は証明書の添付を求めている。非清浄国の場合は殺菌処理等、先ほど言った加熱あるいは酸処理といったことになりますけれども、そういったものの証明書の添付を求めるということでございます。EU、豪州、NZともに幾つかちょっと違った点がありますが、基本的には相手国政府への証明書の添付を求めるというような内容になってございます。

それから参考資料の13ページ、14ページのほうに、乳製品の一般的な加工処理工程を参考でお示ししております。また、14ページのほうは流通のイメージということで掲げさせていただいております。

最後の資料15ページでございますけれども、日本が実際にどういった商品をどういった国から主に輸入しているかということをもとめたものでございます。飼料用の脱脂粉乳でございますと、2つ目のクリーム色のところにありますように040210216からのHSコードになりますけれども、ここに掲げたような国々からの輸入になっておりますし、ホエイ、ちょっとブルーがかっておりますけれども、中段にありますけれども、飼料用のホエイでございますと040410141から始まるHSコードになりますけれども、こういった数量が輸入されているということでございます。

以上、私のほうからの説明になります。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明のあった件につきまして委員の皆様からご質問、ご意見お願いいたします。

お願いします。

○西委員 西です。

新たに乳・乳製品について検疫の対象とするということは、これは非常にこれからリスクが高まると思うので、ぜひやっていただければいいことなのかなと思います。

ただ、今回の案としては、貨物については検疫対象にするけれども、携行品については持ってくる量もしれているからということもあるんでしょうけれども、外すということなんですけれども、携行品というのは、私どもが海外へ行ってお土産に2つ、3つ買ってくる携行品もあれば、以前下関港で見たことがあるんですけれども、携行品と称してハンドリフトに3つも4つも、検疫対象品じゃないんですけれども、物を入れてきて、どう考えても自家消費でもないようなものが入ってくるとか、そういった部分は大丈夫かなというのを非常に思いますし、それから個人で持ってくるというの、今までは規制をかけていないんですからもしかしたら入っていたかもしれないですけれども、個人で持ってくるものは多分恐らく珍しいものを買ってくるんじゃないかなと思ったりして、そのときのリスクなんかもどうなのかなというので、海外も同じような形でやっているのか、それとも我が国だけはそこだけ外すというのか、その辺はどうなのかわせていただければと思います。

○熊谷動物衛生課長 ご質問ありがとうございます。今回の諮問の対象につきましては、先ほどご説明した諮問文にあるように、「携行品及び乳又は乳製品を原料とする一部の製品を除く。」となっておりますけれども、私どもまずここから検疫対象にして運用して、

先ほどお話のあったような携行品であったり、あるいは製品の中の一部除いている部分についてのリスクあるいは検疫対象にしたほうがいいのかどうか、こういったことも含めまして、その後、検討はしていきたいと思います。

あと先ほどお話ししたとおりリスクのあるような、先ほど多分携行品で大きなということがありましたけれども、肉の類いではよくそういったケースも、具体的には下関港あたりでもあるようですので、そういった点は先ほど申しましたとおり、肉の検査とあわせて港灣の場合は動物検疫所、いわゆるそういった運びを職業とするような方々もターゲットに入れたり、また、税関の方とも連携してリスクのありそうな、いわゆる病気ではなくて移動する方のリスクのありそうな方もマークした上で、効果的な対策に取り組んでいきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○藤井部会長 ほか。

○毛利委員 TPP対応やら外国からの方々の増加等々で、動物検疫所のこういった取扱い事項がふえてきて、きめ細かい対応を迫られると思いますが、それを担保するには、例えば具体的にシステムの問題とか人の問題だとかいろいろ必要だと思います。その辺のところはどのように考えておられるのかお伺いできますでしょうか。

○熊谷動物衛生課長 定員のことも言っていたので、そこに甘えてお話しさせていただきますと、来年度、28年度も15名ほど増員を要求しておりますけれども、またちょっとこういう乳製品の取り組みも新たに始まるという中で29年度については、また必要な人員の確保をしたいと思いますし、あともう一つは、システム上効率化できる話について申し上げますと、まだ多くの国とやっているわけじゃないんですけれども、例えば肉の製品でありますとオーストラリアとの間で政府間で電子的な証明、そういったことができるようなシステムがございます。そういった国が広まってくると、オンラインで相手当局と直にやりとりができると、そうするといわゆる違法的なものが入らない、あるいは偽造したものが関与できないようなシステム、そういったものも広く多くの国とやりとりすることによって輸入時もそうですけれども、私どもが例えば日本から輸出する際にも便利になるというそういった人的な面あるいはシステム、またその他の方法も考えながら、より効率的でかつ正確な運用ができるようにということは考えていきたいと思います。

○毛利委員 これがきちんと実行できることを担保することが、絵に描いた餅にならないためには重要なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。



○藤井部会長 ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、この件の審議に当たりましては、牛・豚等の疾病についての専門的また技術的な事項を審議する必要があると思いますので、今後、牛豚等疾病小委員会において審議していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。

議事3、韓国農林畜産検疫本部主催によるセミナー&シンポジウムでの講演及び養豚場視察の概要報告について、西委員、よろしくお願ひします。

○西委員 どうもありがとうございます。私のほうから10分か15分程度ご報告させていただきたいと思います。

昨年11月11日、12日、資料3に書いておりますとおり韓国の農林畜産検疫本部、そちらのほうからオーダーがございまして、一つは11月12日にありますシンポジウム、「野外での動物用医薬品の活用に向けた効果的な改良」というシンポジウムをやるので、その中で冬場の消毒というのはどういうふうにすればいいんだろうかという、北海道ではどういうやり方を考えていますかということの講演あるいは意見交換をしてみました。

資料の1ページ目の下のところの訪問場所でございますけれども、検疫本部は仁川空港から車で50分ぐらいのところ、もう一つ養豚場の視察をさせていただきましたけれども、これはQ I Aから1時間半、約2時間弱のところにある養豚場へ行ってまいりました。

2ページ目のところですが、韓国農林畜産検疫本部の組織図、細かい説明はいたしませんけれども、我が国で言うと、動物検疫所と動物医薬品検査所と動物衛生研究所がくっついたような組織だというふうに感じました。それには植物防疫も入っているという形なんですけれども、そういった組織でございます。私が呼ばれたのは日本で言う動物医薬品検査所です。いわゆる医薬品関係なので、どういう消毒薬がいいんだろうかということをお願いされて行きました。

シンポジウムを先にご説明いたしますけれども、「野外での動物用医薬品の活用に向けた効果的な改良」ということで、大きく4つのテーマがございまして、まず一つは台湾における口蹄疫ワクチンの品質管理はどうなっているのか、現在韓国は口蹄疫をワクチンでコントロールしている国ですので、同じようにやっている台湾の意見を聞きたいということ、そして2番目が私だったんですけれども、冬の消毒ということ、2010年に韓国で大発生があったときは、ちょうど冬場で消毒がうまくいかないということもあったので日本ではどのように考えているかという、その講演を頼まれました。3番目は、医薬品メーカ

一の方なんですけれども、冬場に適した疾病拡散防止技術の紹介と、いわゆる消毒薬の紹介になるんですけれども、特に複合次亜塩素酸ですね。そこを扱っている会社の方なので、いかに効くかというお話をされていました。それから4点目は、これは全然違うんですが、いわゆる抗生物質耐性の削減政策ですが、耐性菌の問題をどんなふうに監視しているかということで、そういったものがありました。4つの話題についてありまして、私が講演してまいりました。

私のほうから講演した内容を、本当にざっと簡単なんですけど、スライドを英語でつくっていったんですけれども、日本語に簡単に直したものをご報告しておきますけれども、冬の家畜防疫上の課題ということで3ページ目にございますけれども、当然凍りますということで、その凍ることをマイナス20度で凍結防止剤というのを入れれば消毒薬自身の効果が落ちるのか落ちないのか、当然凍らないと思うんですけれども、そういった実験ですとか、今国内で農場の周りに消石灰をまいていただいているんですけれども、まいている消石灰というのは本当に持続してpHが変わらないのかと、そういった実験をやったことをご説明してまいりました。

4ページ目になりますが、これは結論なんですけれども、結論に向かっていきますけれども、凍結防止剤というそういう防止剤というのはいろいろあるかと思えますけれども、私どもの実験で使ったデータとしては、要は北海道ですと必ず冬は凍りますので、ウインドウウォッシャー液がマイナス35度対応というのがございまして、そういうものを市販品で売っているもの、あるいはプロピレングリコール、これは食品添加物だとか不凍液として使われているもので、いわゆる家畜に害のないものということでこういったものを使った部分、それから酢酸カリウム溶液といたしまして、きょう千歳から来るときも飛行機の機体とか下のところにまいておりましたけれども、滑走路ですとか機体の凍結を防止する、こういったものと消毒薬をまぜてどうなるかと。

まぜた消毒薬自身は1%の消石灰液ですとか4%の炭酸ナトリウム、0.2%のクエン酸、これは口蹄疫に効くと言われているもの、それから複合次亜塩素酸系、塩素系、逆性石けん、逆性石けん自身は口蹄疫に効くわけではないんですけれども、こういった日常使われているものにまぜてどうかということで試したデータでございます。

結論的には、ウインドウウォッシャー液とプロピレングリコールのどちらかを複合次亜塩素酸と塩素系のものとまぜたものが、効果があるでしょうと、それから口蹄疫として考えるだけであれば、同じように石灰乳だとか炭酸ナトリウム、クエン酸とまぜても大丈夫で

すと。私自身少し期待はしていたんですけれども、酢酸カリウムという空港で使っている、大量に使いますので、そういったものを消毒薬にまぜてみますと、消毒薬のpHが弱アルカリ化してしまって消毒効果も著しく落ちてしまったということで、これは使えませんというお話をしました。

冬場、消石灰をまいていただいた場合でも40日間はpHが高い、消石灰は大体pHは12から13あるんですけれども、40日たっても別に酸化するわけではなくて消毒効果がありますというデータを、お示ししてまいりました。

とにもかくにも北海道もそうなんですけれども、冬は凍るから消毒ができないという認識があるんですけれども、そうではなくてということで、例えば凍結防止剤をまぜたものを消毒ポイントで大量に使うかといったら、そうではないとは思うんですけれども、日ごとの消毒をするときに、消毒マットなり簡易噴霧器なり踏み込み消毒槽にこういうものを入れれば当然使えるし、それから消石灰というのも冬でも大丈夫なんですと、そういったデータをお示ししました。

あわせてこういった実験データだけでなく、北海道でも口蹄疫ございましたし宮崎もありましたし、それから一昨年からのPEDのこともあって、いろいろな民間の方がいろいろな消毒の仕方というそういう工夫をやっていきますよということを、このシンポジウムでお話しさせていただきました。ただこれとこれをまぜればいいんだということではなくて、いろいろな皆さんが工夫しながらこういうことをやっているから病気を、北海道は広げない対策があるんですということをお話ししました。

それが5ページ目の簡易設置型の車両消毒装置、これは噴霧できるやつなんですけれども、いろいろ科学も進歩しまして、北海道でも簡易型でもマイナス10度ぐらいまでは凍らないような装置がついていると、あるいは2番目の自動タイヤ消毒装置、これは車の中から遠隔操作できてタイヤに噴霧できるような装置がある。これは十勝を中心にかなり売れていまして、ミルクローリーですとかそれから飼料運搬だとか、あと人工授精師だとか農協さんだとか、そういった自家用車も含めてこういうものをつけている。どうしても人力でやるとなるとだんだん面倒くさくなってやらないんですけれども、こういう装置も実際には開発されていますと。

それから3番目としては自動車両消毒装置ということで、これは冬場でも対応できるようなもの、これをPEDを機にさらに拍車がかかったんですけれども、と畜場、それから家畜市場、それから乳業工場というところでやっています。要は農家だけが頑張ったって、

こういう家畜が集まるところでしっかりした消毒体制をやっていなければ拡散する可能性があるので、こういう民間の人たちも関係団体の人も一生懸命やることが重要ですよという話をさせていただきました。

6 ページ目ですけれども、それ以外に不凍液を混和させた除菌・洗浄剤、いわゆる消毒薬となりますと、いろいろな人体への影響だとかいろいろな安全性の証明をしなければいけないんですけれども、除菌・洗浄剤というのはそこまでデータを求められないのもありますので、そういったものを実際に製品化させているのもございます。韓国では実際の商品名ですとか会社名も含めてご紹介させていただきましたけれども、今回はこの表現だけにさせていただきますけれども、中身的にはイソプロピルアルコールとメタノールと塩化ジデシルジメチルアンモニウムを混ぜて、アルカリにしたければ水酸化ナトリウムを混ぜる。こういったものが市販されています。

それから5点目としては、ゼオライトを混ぜた石灰塗布剤ということで、石灰塗布というのは従来からやっているんですけれども、冬場はなかなか乾きづらいということでやられないんですけれども、このゼオライトを混ぜることによって冬でも乾燥すると、ですから口蹄疫が出てからこんなことをやることじゃなくて、日ごろからこういうことをやって病気を、いろいろな下痢症だとか口蹄疫を含めて広がらないという、こういったことのお話をさせていただきました。

それから6 ページ目の⑥ですけれども、凍る凍ると言うけれども、畜舎の内側に設置すれば朝つくったものというのは夕方まで凍りませんと、ある意味では非常に当たり前のことなんですけれども、そういう話をさせていただいたり、冬はどうしても凍ることを心配するのであれば、消石灰を利用しているということもありますということで、いろいろな農場でやっている努力だとか企業がやっている努力、そんな紹介をさせていただきました。

ちなみに北海道では、豚の生産者協会のほうでは、月1回、飼養衛生管理基準の点検日を設けて皆さん一丸となってやっておりますと、そして7 ページの下にありますけれども、ただただやっている、やっているじゃなくて、ポイントがあって、例えば車両の内部でいけば靴がどうなっているのか、ハンドルだとかペダルだとかマットだとか、そういったところがどうなっているのかと、そういったことを一人一人がやっていかないとだめだと思いますという話をしました。

以上、シンポジウムのほうでは、ただ先ほど言いましたように科学的にこれがこうだからということではなくて、農場の方と関係者が意識をしっかりしない限り農場間の伝播と

いうのは封じ込めできないと思うので、それが重要ですよというお話をさせていただきました。

8ページ目以降ですけれども、今回、養豚場を見せていただく機会もございまして、こちらからオーダーもしたんですけれども、なかなか韓国は口蹄疫の清浄国でないので正直私が出張で行けることもなかったと思いますし、個人的にも行けないと思っていたんですけれども、私は今、畜産担当で、農場に行くことは実際には本庁にありますのでないということもあって、無理強いして見せてくださいということで行かせていただきました。

オーファン養豚場ということで利川市というところになります。飼養規模が9,000頭規模ということで年間出荷1万5,000頭ぐらいですので大規模ではなくて中規模、中のちょっと上ぐらいでしょうか、そういったところで別にS P F豚ではないような農場でございました。その農場はQ I Aの方が選んでくれたんですけれども、余り大規模のところを見ても逆に参考にならないかもしれないということで、普通の一生懸命頑張っている農場を見てくださいということで見せていただきました。

この農場、実際に行ったところですよ。コンサルタントの獣医がついてくれたんですけれども、2010年に口蹄疫が発生して全て殺処分して埋却したと言っていました。その原因は何かという話を聞いたら、近くのと畜場を介して随分出ていたので、自分のところもその余波で来たんじゃないかなと思うというふうに、オーナーの方はおっしゃっていました。実は去年も口蹄疫がモニタリング検査で確認されていて、ただ、発症豚さえ殺せばいいんだよねということをおっしゃっています。実際に韓国、この間の事例は別ですけれども、全ての豚を殺さないという対策をやっている部分もあるので、そういったお話をさせていただきました。

農場自身はH A C C Pも取り組んでいるところで、非常に衛生意識はあるなとは思っています。8ページにありますゲートがあって車両の消毒装置があって、冬場も凍らないように不凍液をまぜているとおっしゃっていました。9ページ目のところの外から来る方の専用の消毒棟がありまして服をここで、上着を着るといいますか防疫服を着るだけなんですけれども、パンツまでかえるということにはございませんけれども、全て着がえて、それから噴霧消毒といいますが自動で全体噴霧されるんですけれども、そこを通過するという状況です。農場の中は、新しい豚舎もあれば昔ながらの豚舎もあるということで、日本で言う普通かなというふうに思いました。

10ページ目の哺乳豚舎ですけれども、哺乳豚舎は入りますと各部屋に分かれておりまし

て、1部屋当たり母豚10頭のスツールに区分されていて、それぞれの部屋は換気システムでモニタリングされているという状況でございます。これも日本と同じかなと思います。10ページの哺乳豚舎の写真の右下、緑の四角いものが斜めにぶら下がっているのがあると思うんですけども、これが一つの目安で、真っすぐかかっているのが何も問題のない哺乳豚、この斜めにかかっているのは治療中だとかそういう注意を要するものという、そういう区分けをして指導しているというふうにおっしゃっていました。それから繁殖豚舎も日本と余り変わらないような、中規模の古い豚舎だったらこういう形かなというふうに思います。11ページ目の肥育豚舎でございますけれども、半開放式で床はすのこで、1つのペン当たり35から40頭ぐらいでございました。

それから動物用医薬品関係をどのように管理しているのかということで、従業員の控室にお邪魔したんですけども、そこにはPRRSですとかPEDとか大腸菌だとか口蹄疫のワクチンも置いていました。これは私が手で持っているやつなんですけれども、ワクチンをやっていると、ワクチンは接種記録を政府が、記録したものを提出して確認するというふうになっているそうでございます。

左の糞尿の処理施設ということで、し尿の分離フィルターがあって曝気槽があってということになっております。この農場はきれいなほうだなというふうには感じました。

それで今回私、初めて日中韓大臣会合があった後の専門家という話をいただいて、10月の半ばにお話をいただいているいろいろと準備等あったんですけども、行ってみての所感ということでこの12ページに書いておりますけれども、今回の韓国に行ったところ、研究者、獣医師それから農場主は、防疫に関する意識は共通はしています。特に向こうのQIAの職員というのは、不凍液の活用だとかゼオライトだとかそういうものに関心を示していただきました。今後とも研究開発に貢献できるのかなと思っています。シンポジウムには民間の薬品関係者の方も興味を示していただいておりますので、ぜひともこれを機会に、韓国だけが勝手にやることではなくて日韓の関係者が連携していくことも重要なのかなというふうに思いました。

それから養豚場に行ってコンサルの獣医の先生とも話をした中で、韓国では家畜自衛防疫組織というのがしっかりしていない、そんなの知らないという感じだったので、日本と違うなと思いましたし、特に北海道というのは家畜自衛防疫組織がかなり強く機能していますので、こういったことを構築していくと連鎖反応が起きるような病気の発生というのが、どんどん予防できるのかなというふうに思いましたので、引き続き日本からの情報提

供をして、そして日本のやり方で非常にいいところがあるということをさらに紹介していれば、韓国も口蹄疫からきれいになって、日本もその脅威を感じないでいられるのかなというふうに思いました。

あと13ページ目、14ページ目については、いろいろ質問があった内容なんですけれども、その中で特に専門的な部分は別として結構興味を示してくれておりますので、こういったことの情報をどんどん提供して、次の機会でもた意見交換できればいいのかなと思っています。

私が非常に向こうの方とお話ししたのは、ぜひとも民間を入れた、いわゆる研究開発もそうですし、異業種産業といいますか、通常消毒にかかわっていないような業者さんを入れるといろいろな発想が湧くと思います。例えばゼオライト自身が私もそうだったんですけれども、ゼオライトというのは確かに土壌改良材だとか農家で使っている部分はあるんですけれども、それを消毒薬とくっつけてという発想が私もなかったんですけれども、そういう方を入れるということが非常によかったのではないかなというふうに思いますので、そういうことを今後とも続けていければいいなと思います。

それと総括して感じたのは、韓国はワクチンをやっているので農家自身は、ワクチンをやっているからもう大丈夫だという認識を持っているということで、大丈夫というのは、あのような口蹄疫はもう起きないだろうという、そういうある意味では逆に恐ろしいなというふうに感じましたので、ここはワクチン接種国というのはそういうふうになるので、日本は清浄国を守っていくためには、今後とも絶対ワクチン接種はすべきでないというふうに思いますし、そういう接種国との検疫体制は、しっかりしていかなきゃならないのかなというふうに思った次第でございます。

非常に雑駁でございますけれども、行って見て少し感じたことをご報告させていただきたいと思いました。ありがとうございます。

○藤井部会長 貴重な報告をありがとうございました。

西委員の報告について、何かこれを聞いておきたいという。

どうぞ。

○橋本委員 今の西委員のご報告は、冬季の消毒薬の効果的な使用法のみに限らず、北海道の養豚生産者協会の取り組み、飼養衛生管理基準の点検とか、あるいは長靴の写真とか、非常に生産者にも大きく参考になるすばらしいご報告だったと思います。

そこで一つ伺っておきたいんですけれども、これは豚の方だけだったんですか。鶏ある

いはアヒル農家の方は参加されていたんですか。

○西委員 今回のシンポジウムは、いわゆる生産者が参加じゃなくて医薬品の関係者が中心でした。具体的な名簿は見せていただいているんですけども、生産者よりも医薬品の開発業者だとかいわゆるディーラーさんだとか、そういう方が多いというふうに聞いていましたので、私はせっかくだったんで今後、日中韓でいろいろやるんだったら、生産者も入ったような、シンポジウムの中に入れて一番よかったのかなと思っています。ただ、伝えてくれるだろうし、養豚のコンサルの方は来られていませんでしたけれども、いろいろなお話はしたのでちょっとは伝わったかなと思います。

○橋本委員 わかりました。ありがとうございます。韓国でも養豚場だけに行っているとは思いませんので、薬の関係者の方は。あとQ I Aという組織は、非常に大きな組織で鳥のお仕事も相当されていますし、日本と韓国の発生の疫学的な関連性等も報告されていますから、ぜひこれから先もこういう、常々農林水産省のホームページで韓国の情報を、機械翻訳等されて非常に生々しい情報提供をしていただいているところですけども、これからもこういう取り組みを進めてください。

○熊谷動物衛生課長 ありがとうございます。特に先ほどご紹介があった西先生は、今回、急遽行っていただきましたけれども、まさに日中韓農業大臣会合の後の韓国政府側の招待という形になっております。私どもこれからは行政、研究、またシンポジウムの場合では、日本あるいは韓国の場合は生産者も参加するような会合になっておりますので、そういった機会、また情報のフィードバックについては、しっかり取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○藤井部会長 それでは、これまで全体を通して皆さん、これはぜひ聞いておきたい、聞き漏らしたというようなご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にならなければ、このあたりで終了させていただきたいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

○川島大臣官房審議官 本日は、新しい委員の先生方に入ってくださいまして初めての部会ということだと思いますが、活発なご質疑をいただきましてありがとうございました。また、西委員からは大変貴重な情報もいただいたというところでございます。

オリンピックを迎えるということで、いろいろ今後とも人あるいは物の移動が盛んになっていくと思います。また、日本で重大な伝染病が発生することになりますと、こ



これは国内の生産者にとって大変大きな打撃になるということでございますし、我々が今やっています輸出、こういったものも大きく影響を受けるということでございます。

水際検疫については家畜防疫官の増員、こういったものに取り組んでいますが、引き続き取り組んでいきたいと思えます。また、国内防疫につきましても、飼養衛生管理基準の徹底ですとか、生産者あるいは団体のご意見も聞きながら、都道府県と連携してしっかり取り組んでいきたいと思えます。

今後ともいろいろとご協力、ご指導をお願いしたいと思えます。本日はありがとうございます。

○藤井部会長 それでは、これで本日予定の議事が全て終了しましたので、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第25回家畜衛生部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時00分 閉会